

(写)

龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第6号

龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 省 略 （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 任命権者 地方公務員法第6条に掲げる者をいう。 （2） 旅行命令権者 任命権者及び任命権者の定めるところにより当該職員に対し旅行命令の専決権を有する者をいう。 （3） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。）第2条に規定する附属の島の存する領域をいう。次号及び第	目次 第1章 <u>総則（第1条―第11条）</u> 第2章 <u>内国旅行の旅費（第12条―第23条）</u> 第3章 <u>外国旅行の旅費（第23条の2―第23条の11）</u> 第4章 <u>雑則（第24条―第26条）</u> 付則 <u>第1章 総則</u> 第1条 省 略 （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 任命権者 地方公務員法第6条に掲げる者 （2） 旅行命令権者 任命権者及び任命権者の定めるところにより当該職員に対し旅行命令の専決権を有する者 （3） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）<u>第1条</u>に規定する附属の島の存する領域をいう。<u>以下同じ。</u>）における旅行をいう。

14条において同じ。)における旅行をいう。

(4) 省 略

(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の市規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 }
5 } 省 略

6 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他市規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受け

(4) 省 略

(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 }
5 } 省 略

6 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消を含む。以下同じ。)され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受け

ることができる者が、旅行中天災その他市規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

2 省 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に市規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に提示し、又は通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつ

ることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、任命権者若しくは旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

2 省 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市規則で定める。

た場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 省 略

3 省 略

(旅費の計算等)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項に定める旅費の種目及び第8条から第16条までに定める当該旅費の種目の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 省 略

3 省 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額

により支給する。

9 旅行雑費は、外国へ出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

10 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合について定額等により支給する。

11 内国旅行のうち第19条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費又は月額旅費を旅費として支給する。

12 外国旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまで

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下この条及び第23条において「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 } 省 略
4 }

5 第1項に規定する請求書、記載事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他支給規程第9条各号に掲げるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1

の分及びその以後の分に区分して計算する。ただし、交通機関等を利用しその交通費が、支給される日額を超える場合においては、当該交通費に要した実費を支給する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 } 省 略
4 }

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、旅客運賃のほか、次の各号に掲げる急行料金及び座席指定料金による。

号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金（普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金（座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他支給規程第10条各号に掲げるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(1) 急行料金

普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 座席指定料金

座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

（船賃）

第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、2等の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他支給規程第11条各号に掲げるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として市規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(車賃)

第15条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第16条 日当の額は、別表第1の定額による。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める地域に旅行する場合は、日当を支給しない。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して市規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める一夜当たりの定額とする。

(1) 本邦 2,400円

(2) 外国 3,900円から5,400円までの範囲内において市規則で定める額

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について市規則で定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、市規則で定める額とする。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食事料)

第18条 食事料の額は、別表第1の定額による。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(日額旅費)

第19条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとし、その額、支給条件等は、市規則で定める。

(1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

(市内出張旅費)

第20条 市内における出張が、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 職員が在勤庁から片道2キロメートル以内の地に出張する場合を除き、交通機関を利用する必要があるときは、これに要した鉄道賃及び車賃の実費

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料の範囲内の実費

第21条 削除

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から14日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合

に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第23条の2 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は、本邦に到着した日までの日当及び食事料については、本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第23条の3 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級は、3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2の階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第23条の4 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を4以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第23条の5 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃。ただし、公務上必要と認められる場合には、最下級の直近上位の級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食事料)

第23条の6 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第23条の3第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食事料の額は、別表第2の定額による。

(渡航雑費)

第15条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第16条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする。

2 死亡手当の額は、930,000円とする。

(退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて市規則で定めるものとする。

4 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。

第23条の7 削除

(旅行雑費)

第23条の8 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第23条の9 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における在勤庁所在地を旧在勤地とみなして第23条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第23条第2項の規定は、第3条第2項第4号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第23条の10 第3条第2項第3号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発し、当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第18条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じて市規則で定めるものとする。

(他の法令等による旅費)

第19条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条第1項及び当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種

する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については、30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号アに規定する期間を延長することができる。

(旅行手当)

第23条の11 第6条第12項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が市長と協議して定める。ただし、その額は当該旅行手当の性質に応じ、同条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

目について第6条第1項、第12条、第13条及び第15条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省 略

第22条 省 略

(旅費の返納)

第23条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

3 公用車等を利用した場合には、第8条及び第9条の規定にかかわらず、鉄道賃及び船賃は、支給しない。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省 略

第25条 省 略

(実施規定)

第26条 この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

3 公用車等を利用した場合には、第12条、第13条及び第15条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

別表第1（第15条、第16条、第17条、第18条関係）

内国旅行の旅費

車賃（1キロメートルにつき）	日当	宿泊料		食事料（1夜につき）
		県内	県外	
37円	1,000円	11,000円	12,000円	2,000円

別表第2（第23条の6、第23条の9、第23条の11関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食事料

日当（1日につき）			宿泊料（1日につき）			食事料（1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
5,300円	4,400円	3,600円	19,300円	16,100円	12,900円	5,800円

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（以下「支給規程」という。）第16条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第17条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第18条に規定する地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める額とする。

2 死亡手当の額 460,000円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第2条第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第23条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
（龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の廃止）
- 6 龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の臨時特例に関する条例（平成17年龍ヶ崎市条例第11号）は、廃止する。
（龍ヶ崎市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正）
- 7 龍ヶ崎市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和42年龍ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（実費弁償の額） 第2条 前条に規定する証人等が出頭した場合は、1日につき2,000円を支給する。この場合において、証人等が市外在住者の場合には、龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第137号）に規定する旅費に相当する額を加給する。	（実費弁償の額） 第2条 前条に規定する証人等が出頭した場合は、1日につき2,000円を支給する。この場合において、証人等が市外在住者の場合には、龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第137号）に規定する旅費 <u>（日当を除く。）</u> に相当する額を加給する。

（規則への委任）

- 8 付則第2項から第5項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市規則で定める。